

○大府市環境保全型農業直接支払補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の持続的発展及び農業の有する多面的機能の健全な發揮を図り、地域における環境保全に効果の高い営農活動を推進するため、予算の範囲内において交付する大府市環境保全型農業直接支払補助金（以下「補助金」という。）に関し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号。以下「実施要領」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、市長から事業計画の認定を受けた実施要領第1に規定する農業者の組織する団体及び農業者（以下「農業者団体等」という。）で実施要領第2及び第3に規定する要件を満たすものとする。

(補助対象活動等)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は国要綱別紙第1の4に規定する取組のうち別表に掲げる取組とし、補助金の額の単価は当該取組ごとに別表に定める額とする。

2 補助金の額は、別表に規定する補助金の額の単価に実施要領別記5に規定する支援対象面積を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする農業者団体等は、大府市環境保全型農業直接支払補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。

(実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた農業者団体等は、市長が定める期日までに、大府市環境保全型農業直接支払補助金実績報告書（第2号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、農業者団体等からの請求により補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、大府市環境保全型農業直接支払補助金請求書（第3号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、実施要領第12に規定する返還事由が生じたときは、交付の決定額の全

部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の交付の対象となる活動	10アール当たりの補助金の額の単価
化学肥料及び化学合成農薬の使用を愛知県が定める地域慣行レベルから原則として5割（低減割合の特例が設定された場合は、その割合とする。）以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600円
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000円
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	5,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（実施要領第5に規定する作物以外の作物に関するもの）	4,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（実施要領第5に規定する作物に関するもの）	2,000円
有機農業の取組（実施要領第5に規定する作物以外の作物に関するもの）	17,500円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注1）に限り、2,000円を加算)
有機農業の取組（実施要領第5に規定する作物に関するもの）	6,500円
有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000円 (注2)

（注1）土壤診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、

緑肥の施用又は炭の投入のいずれかの1つ以上を実施する場合

(注2) 有機農業の取組（実施要領第5に規定する作物以外の作物に関するもの）に係る補助金の交付を受ける者に限り、当該補助金に加算して交付を受けることができる。